

平成 27 年 7 月 8 日初版制定

令和 5 年 2 月 12 日改定

令和 6 年 3 月 16 日改訂

香地池環境保全組合運営規則・細則集

第 1 条（日当）

環境保全活動の参加者には、原則として日当を支払い、金額等については次の通りとする。

- （１） 通常は 1 時間当たり 1,200 円以内を目安とするが、時間で算出し難い内容は、1 回当たりの金額とする。

1. 用水路、排水路の泥上・草刈・清掃	1,000 円/回
2. 香地池堤防、いてめ、幹線水路の草刈・清掃	2,000 円/回
3. 用水路、排水路、農道の補修・改修	2,000 円/時
4. 農道、畦畔、農用地、法面草刈・清掃	1,200 円/時
5. 施設の点検・機能診断・注油・防食塗装・清掃整備	1,200 円/時
6. ため池、水路、農道の定期的な巡回・異常気象対応	1,200 円/時
7. 会議、打ち合わせ、事務、視察、研修、調査など	1,200 円/時
8. 台風の為、香地池、用水路点検、地域巡回など	3,000 円/回
9. イデザラエとゴミ収集	1000 円/回
10. 景観植物の種まき・施肥等	1200 円/時

第 2 条（参加者の範囲）

環境保全活動の参加者は、次の通りとする。

満年齢 80 歳を過ぎれば原則として、作業は免責とする。但し後継ぎ家族が同居または近隣居住にて支障なき場合は、この限りではない。

農家、非農家、役員に対象者を区分する。

1. 用水路、排水路の泥上・草刈・清掃	農家全員・非農家全員（非自治会員、団地など一部不参加あり）
2. 香地池堤防、いてめ、幹線水路の草刈・清掃	香地池堤防は農家全員、他は役員が主体
3. 用水路、排水路、農道の補修・改修	役員が主体で農家全員
4. 農道、畦畔、農用地、法面草刈・清掃	
5. 施設の点検・機能診断・注油・防食塗装・清掃整備	

6. ため池、水路、農道の定期的な巡回・異常気象対応	
7. 会議、打ち合わせ、事務、視察、研修、調査など	
8. 台風の為、香地池、用水路点検、地域巡回など	
9. イデザラエとゴミ収集	農家、非農家全員
10. 景観植物の種まき・圃場耕耘等	必要数以上の人数の場合、非農家優先とし、役員で人数調整する。

第3条（経費）

環境保全活動に係る日当以外の費用については、次の通りとする。

（1）機械・器具類の借用及び購入

農家所有の物を借用し、借用料を支払う事とする。

① 動力草刈り機・チェーンソー

香地池堤防の草刈	2,000 円以内/回
農道・畦畔・農用地・水路の草刈	1,000 円以内/回

② 軽トラック・動力運搬車

農道整備・清掃、用水路排水路の整備・清掃	3,000 円以内/回
----------------------	-------------

③ 手押し運搬車・熊手

農道整備・清掃、用水路排水路の整備・清掃	500 円以内/回
----------------------	-----------

④トラクター・耕運機

遊休農地耕耘整備	10a 当り 5,000 円以内/回(燃料費含む)
----------	---------------------------

⑤テラー・溝差し

遊休農地の整備	2000 円以内/回
---------	------------

⑥鎌・ジョレン・スコップ等は、無償とする。

⑦パソコン使用料

書記	30000 円/年
----	-----------

代表・会計補佐	10000 円/年
---------	-----------

⑧パソコンインク・コピー代金等は実費を支払い、デジカメは無償とする。その他機械類を始め購入が適切と認められた場合は購入する。

(2) 花崗土の費用・物材費用

①花崗土の購入費用・運搬費用、砕石砂利・ガソリン・セメント・オイル・防食剤・杭・ロープなど購入費を支払う。

(3) アルバイト等賃金

①事務・運営等に要した費用は、アルバイト賃金 1,200 円以内/時を支払う。
 ②個々の実施活動に対する事務処理（領収書発行・署名後回収貼付、領収書整理長作成、金銭出納簿更新、手当の通帳引き出し・配布、活動記録更新、活動写真貼付、傷害保険加入手続き等）が伴う。この事務処理に対して 1 件当たり 1,200 円以内を支払う。

(4) 支給品

①年間の共同活動が優秀な組合員については、役員会にて決定し相応な物品を支給するものとする。(例長靴・手袋など)

(5) 旅費交通費

①公共交通機関を利用し、視察・研修・土地改良・市役所など打ち合わせ交通費・駐車料金の実費を支払う。参加者には日当 1,200 円/時を支払う。(休息時間は除外)

拘束時間の最小単位は 15 分 300 円とする。最長は一日 8 時間迄とする。

事例 高松市役所の土地改良課に午前 10 時に自宅を自家用車で出発し、昼食時間を 30 分取り午後 1 時 30 分に帰宅の場合・・・・・・日当 3,600 円＋走行＋駐車料金です。

②自家用車使用の場合は、走行距離 1 キロにつき 50 円とする。

(6) 飲食費

① お茶代、ジュース代、菓子代など実費を支払う、アルコール類は厳禁とする。

第 4 条 香地池環境保全組合構成員一覧

1. 代表

役職名	氏名	住所	備考
-----	----	----	----

代表	喜多 忠一	略	檀原
----	-------	---	----

2. 役員

役職名	氏名	住所	備考
副代表・会計・書記	宮本末廣	略	外山
会計補佐	中村高雄	略	檀原
監査役	入星良光	略	外山
地区役員	漆原隆夫	略	城
地区役員	壺井 隆	略	中尾
地区役員	三谷博之	略	宝地
地区役員	橘 裕美	略	平田
地区役員	大山育律	略	城
地区役員	赤松 修	略	外山
地区役員	水野 正稔	略	城
地区役員	松下 悟	略	城

3. 構成員

分類	氏名	住所	備考
農業者個人	山下 省三	太田下町 2739-1	95 名（前年+1）
非農業者個人	岡 佑樹	十川東町 950-7	城
非農業者個人	池内 政彦	十川東町 900-5	城
非農業者個人	黒田 豊	十川東町 1037-5	外山
非農業者個人	黒田 大輔	十川東町 1243-1	外山
自治会	会長 原田秀司		城自治会
自治会	会長 宮脇敏彦		檀原自治会
自治会	会長代行 池内真司	十川東町 1243-1	外山自治会

以上